



2022年5月20日

各 位

会社名 櫻島埠頭株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松岡 眞  
(コード番号：9353 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役(総務部担当) 佐藤 禎広  
TEL(代表) 06-6461-5331

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第80回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### (2) 監査役の数及び選任に関する規程の追加

当社定款第26条に補欠監査役の選任の規定を追加するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以上

(別紙) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第 26 条 当社の監査役は 4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権数の過半数をもって行う。</p> <p>3. (新設)</p> <p>4. (新設)</p>	<p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第 26 条 当社の監査役は 4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権数の過半数をもって行う。</p> <p><u>3. 当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第 2 項の規定を準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(付則)</p> <p><u>1. 変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条 (株主総</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上